

個人番号(マイナンバー)記入について(お知らせ)

富山県自動車税センター

平成 28 年 1 月 1 日からマイナンバー制度が導入されます。これにより、次の申請書等に個人番号の記入と、①番号確認書類(正しい個人番号であることの確認)、②身元(実存)確認書類(個人番号を提供する方が番号の正しい持ち主または代理人であることの確認)の提出が必要になりました。

個人番号(マイナンバー)の記入が必要な申請書・申込書

(1)自動車税・自動車取得税減免申請書

1月から受付を開始する平成 28 年度自動車税(1年分)の減免を新たに申請する方は、「自動車税・自動車取得税減免申請書」に個人番号を記入し、下記の確認書類を添付のうえ提出してください。

※自動車税(月割分)もしくは自動車取得税のみの減免申請には個人番号の記入は不要です。

(2)自動車税減免自動継続申込書(本人運転の方)

本人運転の方で、申請書裏面の「自動車税減免自動継続申込書」を提出する方は、個人番号を記入し下記の確認書類を添付のうえ提出してください。

ただし、事前審査(登録と同時に減免を受ける場合)の際には、自動継続申込書の提出は不要です。この場合の自動継続申込書については、別途本人から郵送等により提出してもらうこととします。

(3)自動車税減免継続申請書(代行運転の方、本人運転で自動継続手続きをしておられない方)

平成27年度までに減免を受けておられ、同じ車で平成 28 年度も引き続き減免を希望される場合は、「自動車税減免継続申請書」に個人番号を記入し、下記の確認書類を添付のうえ提出してください。

※申請書は2月中旬に県から該当者に郵送する予定です。

添付する確認書類 ①番号確認書類+②身元確認書類が必要です。

○本人から、対面又は郵送で個人番号の提供を受ける場合

① 番号確認書類

個人番号カードまたは通知カード等

☆郵送の場合は写しを添付してください。個人番号カードの写しは、表裏両面が必要です。

② 身元確認書類

① で個人番号カードを提出した場合は不要です。

①で個人番号カード以外を提出した場合は、運転免許証、公的医療保険の被保険者証等

☆郵送の場合は写しを添付してください。

○代理人から、個人番号の提供を受ける場合

- ・代理権の確認 ⇒ 委任状(任意代理人の場合)
- ・代理人の身元確認 ⇒ 代理人の運転免許証
- ・減免申請者本人の番号確認 ⇒ 減免申請者本人の個人番号カードの写し
または減免申請者本人の通知カードの写し

④個人番号については、成りすまし防止のため厳格な本人確認が義務付けられています。

個人番号が記載された申請書等を代理人が提出される場合は、確認書類(代理権の確認及び代理人の身元確認)が必要になりますのでご協力願います。